



川西市

令和7年度

市有地売却（随時募集）

平野三丁目593-1外3筆

実施要領

※買受けを希望される方は、この実施要領をよく読み、内容を十分把握したうえでお申込みください。

川西市都市政策部資産活用課

目 次

○市有地売却（随時募集）の概要	----- 1
○買受申込みから引き渡しまで	
1. 申込内容の掲載	----- 2
2. 申込資格	----- 2
3. 最低売却価格	----- 2
4. 申込方法及び留意事項	----- 2
5. 買受人予定者・買受人の決定	----- 3
6. 契約の締結と売買代金等の支払方法	----- 3
7. 物件の引渡し及び所有権移転登記	----- 4
8. 用途の規制	----- 4
9. その他の注意事項	----- 4
○土地売買契約書（案）	----- 6～9
○物件調書、位置図・明細図	----- 10～12
○市有財産買受申込書	----- 13
○誓約書	----- 14～15
○委任状	----- 16
○くじによる契約の相手方決定シート	----- 17

市有地売却（随時募集）の概要

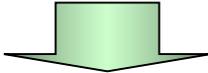
川西市では市有地（平野三丁目593-1外3筆）の売却を、随時受付（先着順）により行います。

1. 申 込 の 受 付	期間	令和8年2月9日（月）から令和8年4月30日（木）まで （土・日・祝日除く） 受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から12時45分までを除く）
	場所	川西市都市政策部資産活用課（市役所5階4番）

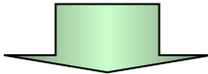
※申込み受付期間内において、必要書類を受付窓口を持参された方を買受人候補者として受付します。なお、郵送、電話、ファックス、メール等による申込みは受付できませんのでご了承ください。
※買受人が決定するまでは申込み受付を継続しますが、購入権は原則として先着順となりますので、予めご了承ください。



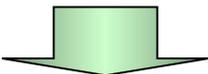
2. 買受人予定者の決定	買受人候補者を受付した後、先着順に10日以内（土日・祝日を除く）に書類審査を行い、買受人予定者を決定します。
--------------	--



3. 買 受 人 の 決 定 売 買 契 約 締 結	買受人予定者を決定した後、10日以内（土日・祝日を除く）に売買契約を締結することで正式な買受人として決定します。
-------------------------------	--



4. 売 買 代 金 の 支 払	2通りから選択 ①本契約時に、全額を支払う。 ②本契約時に、売買代金の10%を契約保証金として納付し、残額を本契約後30日以内に支払う。 （契約保証金は売買代金に充当）
------------------	---



5. 物 件 の 引 き 渡 し 所 有 権 移 転 登 記 な ど	売買代金納入確認後、物件を引き渡します。 また、本市において所有権移転登記・買戻し権設定登記を行います。
---------------------------------------	---

※ 詳細は、『令和7年度市有地売却（随時募集）平野三丁目593-1外3筆実施要領』をよくお読みください。

市有地等売却の実施要領〔買受申込みから引き渡しまで〕

1. 申込内容の掲載

○と き 令和8年1月26日（月）から市ホームページに掲載開始

2. 申込資格

○ 次の事項に該当する方は、申込みすることができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 法人税、所得税、固定資産税、法人市民税、住民税を滞納している者
- (5) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者

3. 最低売却価格

○ 最低売却価格 13,300,000 円

申込書には、最低売却価格以上の金額を記入してください。

4. 申込方法及び留意事項

- (1) 所定の申込書に必要事項を漏れなく記入し、記名押印の上、受付開始日以降に受付場所へ直接持参し、提出してください。（郵送、電話、ファックス、メール等による申込みはできません。）
- (2) 申込受付期間内に必要書類を受付窓口まで持参した方を「買受人候補者」として受付いたします。書類審査は先着順で行い、最初に審査を通過した方を「買受人予定者」として決定します。
- (3) 同時に複数の申込みがあった場合は同着とみなし、「市有財産買受申込書」に記載された買受金額が最も高い方から順に書類審査を行います。なお、買受金額が同額となる場合は、くじによって書類審査を行う順番を決定します。
- (4) 提出された書類に不備があった場合は、正しい書類を提出され、全ての書類が揃った後に、書類審査の順番を改めて付番します。
- (5) 添付書類

個人の場合⇒印鑑登録証明書1通（共有で申請する場合は全員の分）

住民票1通（共有で申請する場合は全員の分）

納税証明書各1通（所得税・税務署様式3の2、住民税と川西市の固定資産税）

誓約書（様式2）

委任状（代理人が申し込む場合 様式3）

委任者本人だとわかるもの（代理人が申し込む場合）

法人の場合⇒印鑑証明書1通（共有で申請する場合は全法人の分）

当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）1通（共有で申請する場合は全法人の分）

納税証明書各1通（法人税・税務署様式3の3、法人市民税と川西市の固定資産税）

誓約書（様式2）

委任状（代理人が申し込む場合 様式3）

委任者本人だとわかるもの（代理人が申し込む場合）

※ 証明書類は申込日の3カ月以内に発行されたもの

※ 納税証明書は最新年度のもの

(6) 申込期間

令和8年2月9日（月）から令和8年4月30日（木）まで

（土・日・祝日除く）

午前9時～午後5時（正午から12時45分までを除く）

(7) 提出先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市都市政策部資産活用課（川西市役所5階4番）

(8) 申込者が買受人となります。土地売買契約書及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義でしか行いません。

(9) 買受人が確定するまでは申込み受付を継続しますが、先着順となりますので、予めご了承ください。

(10) 申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3…）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、当該物件の買受金額を記入してください。

(11) 次のいずれかに該当する場合は、申込みができないうえ、書類を提出しても買受人候補者として受付しません。

①買受人が決まってから提出された申込み

②申込書または誓約書の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭な申込み

③最低売却価格を下回る金額の申込み（13,299,999円以下）

④申込資格のない者が行った申込み

⑤申込書に記載した金額その他（申込者又は共有者の氏名等主要部分）が不明確な申込み

⑥申込書に記名押印のない申込み

⑦申込書の買受け金額を訂正した申込み

⑧必要書類が揃っていない申込み

5. 買受人予定者・買受人の決定

買受人候補者を受付した後、10日以内（土日・祝日を除く）に書類審査を行い、買受人予定者を決定し、通知します。

買受人予定者を決定した後、10日以内（土日・祝日を除く）に土地売買契約を締結することで正式な買受人として決定します。

6. 契約の締結と売買代金等の支払方法

(1) 川西市と買受人は、買受人予定者を決定した後、10日以内（土日・祝日を除く）

に土地売買契約書により締結します。

* 土地売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。

共有名義で申込した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

(2) 買受人は、土地売買契約締結後に、売買代金を一括又は分割によりお支払いください。

(一括納付)

- ・ 土地売買契約締結後、市が指定する期日までに全額をお支払いください。
- ・ 市が発行する納付書により、お支払いください。

(分割納付)

- ・ 土地売買契約締結後、市が指定する期日までに売買代金の10パーセント（1円未満切上げ）を契約保証金として納付してください。
- ・ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ・ 残額は、土地売買契約締結後30日以内にお支払いください。
- ・ 残額の支払が行われず、契約が解除された場合、契約保証金は還付しませんのでご注意ください。

(3) 買受人が期限までに土地売買契約を締結しない場合は、買受人としての効力を失います。

(4) 土地売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

7. 物件の引渡し及び所有権移転登記

(1) 売買代金が完納された後、現状有姿で物件を引渡します。

また、川西市において所有権移転登記を行います。

(2) 登記に要する費用（登録免許税）は、買受人の負担となります。

8. 用途の規制

(1) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供することができません。

(2) 売買物件を川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供することができません。

9. その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行います。必ず、各自で事前に現地確認をしてください。

(2) 物件調書の「その他特記事項」に、売買条件を記載していますので、遵守してください。不明な点は、事前に川西市都市政策部資産活用課にご確認ください。

(3) 土地売買契約には、当該物件を用途の規制に違反した場合の買戻特約を付帯します。

(4) 土地売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、

その損害は買受人の負担とします。

- (5) 買受人は、土地売買契約締結後、売買物件の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約の内容に適合しない事由があっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (6) 売買物件内の工作物及び樹木等の撤去及び処分等が必要な場合は、買受人の負担で行ってください。
- (7) 売買物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。埋設物などの撤去及び処分等が必要な場合は、買受人の負担で行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (8) 売買物件に越境物がある場合についても、現状のままでの引き渡しになります。市は越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は行いませんので買受人において対応してください。土地売買契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (9) 隣接地との境界標は、現状のままの引き渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (10) 買受人が、土地売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (11) 本市の都合により、予告なく募集を取りやめることがあります。予めご了承ください。

土地売買契約書(案)

売主 川西市（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）
とは、次の条項により土地売買の契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する第3条に掲げる土地（以下「この土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買物件）

第3条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	公簿地積 (㎡)	実測地積 (㎡)
川西市平野三丁目	593-1	山林	339.00	339.83
川西市平野三丁目	593-6	雑種地	30.00	30.00
川西市平野三丁目	832	畑	46.00	46.90
川西市平野三丁目	833	山林	62.00	62.26

（売買代金）

第4条 この土地の売買代金は、**金** **円**とする。

（契約保証金）

第5条 この土地の売買に関する契約保証金は、**金** **円**とする。

2 乙は、売買代金から第1項の契約保証金を控除した **金** **円**
を甲の発行する納付書により、甲の指定する日までに甲に納付しなければならない。

3 第1項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第6条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第6条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払）

第6条 乙は、第4条に定める土地代金を、甲の発行する納付書により、甲の指定する日（令和8年 月 日）までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、売買代金を支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から売買代金を支払

う日までの日数に応じ、年5%の割合で算出した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(所有権移転登記等)

第7条 乙は、契約締結後速やかに登録免許税相当額の印紙及びその他所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前条の売買代金の支払を受けた後、乙を権利者とする所有権移転登記及び買い戻し特約登記を行うものとする。

(所有権の移転)

第8条 この土地の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(土地の引渡し)

第9条 甲は、前条の規定によりこの土地の所有権が乙に移転したときに、引渡すものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、契約締結の時からこの土地の引渡しの時までにおいて、この土地が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約を締結したあとにおいて、土地の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約の内容に適合しない事由があっても、それを理由に履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、及び契約の解除をすることはできず、甲は乙に対して契約不適合責任を負わないものとする。

(用途の規制)

第12条 乙は、この土地を所有するにあたり、次に掲げる内容を遵守しなければならない。

(1) 当該売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供しないこと。

(2) 当該売買物件を川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供しないこと。

(3) 別表物件調書の「売却条件」に記載されている全ての事項を遵守すること。

2 乙は、この土地の所有権を第三者へ移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者がこの土地の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

(違約金)

第13条 乙は、第12条に規定する用途の規制に違反したときは、売買代金の20%を違約金として甲に支払わなければならない。

(買戻しの特約)

第14条 甲は、乙が第12条に規定する用途の規制に違反した場合には、契約締結の日から

5年間、この土地の買い戻しをすることができる。

- 2 甲は、前項に定める買戻期間中に、乙が第12条の義務を履行した場合においては、買戻しの特約を解除する。

(買戻しの登記及びその抹消)

- 第15条 乙は、甲が前条第1項の規定に基づき、期間を5年とする買戻権並びに第16条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。
- 2 甲は、前条第2項に定めるところにより買戻しの特約を解除したときは、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を行うものとする。
- 3 前項の買戻権の登記の抹消登記に係る登録免許税は乙の負担とする。

(買戻権の行使)

- 第16条 甲は、第14条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金より第13条に定める違約金を差し引いて返還するものとする。ただし、当該売買代金には利息を付さない。
- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は乙が川西市暴力団排除に関する条例施行規則第2条第1号に規定する暴力団等であると判明したときは、催告によらないでこの契約を解除し、又は土地を買い戻すことができる。

(返還金等)

- 第18条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第19条 乙は、甲が第14条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第17条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還させることができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害

の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第18条第1項の規定により、売買代金を返還する場合において、乙が第19条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えの管轄は、川西市を管轄区域とする裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 住所 川西市中央町12番1号

氏名 川西市長 越田 謙治郎

(乙) 住所

氏名

物 件 調 査 書

物件番号	7-3
------	-----

所在地	川西市平野三丁目593-1外3筆
-----	------------------

最低売却価格	13,300,000 円
--------	--------------

地目	山林外		
現況	雑種地	土地の状況	更地
地積	登記簿 477㎡	実測	478.99㎡
接面道路の状況	東側【種別】市道(264号) (建築基準法第42条2項) 【幅員】約3.0~3.8m		
用途地域	第一種低層住居専用地域	地区計画	無
土砂災害区域	無	埋蔵文化財包蔵地	無
ハザードマップ	洪水	無	内水
指定建ぺい率	50%	指定容積率	100%

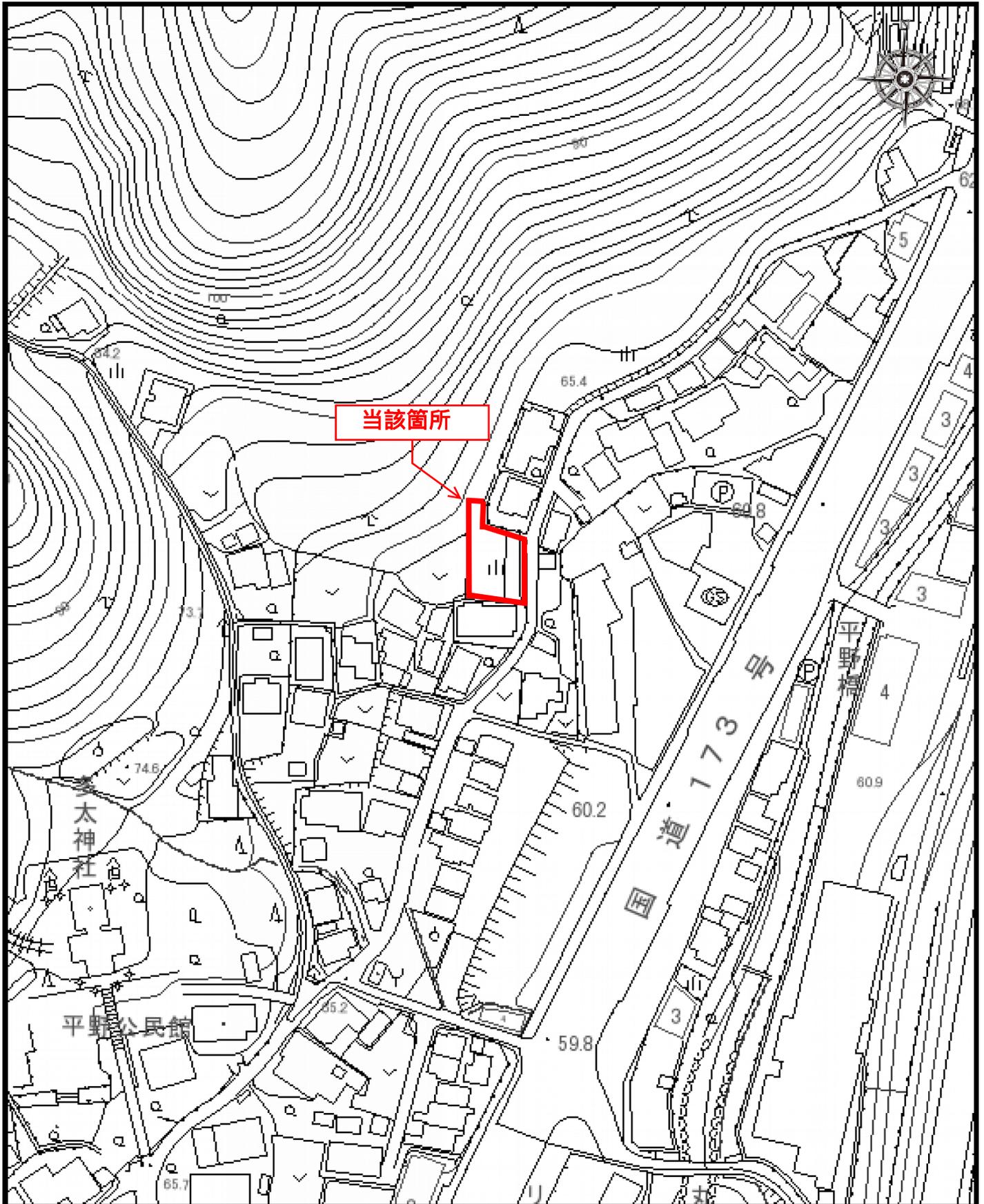
上水道	市営水道	下水道	公共下水
-----	------	-----	------

公共施設	緑台公民館	北西へ	約950m
	多田東小学校	南東へ	約950m
	多田中学校	南西へ	約1,200m

交通機関	能勢電鉄「平野」駅 北東へ 約260m
------	---------------------

その他 特記事項	<p>①川西市景観条例に基づく届出が必要となる可能性があるため、都市政策課（都市計画担当）に確認すること。</p> <p>②屋外広告物を掲出する場合は、兵庫県屋外広告物条例に基づく許可が必要となる可能性があるため、都市政策課（都市計画担当）に確認すること。</p> <p>③川西市では、開発行為に対し都市計画法・建築基準法などの法令や兵庫県・川西市の定める条例に加え「市域において行われる開発行為等の適切な規制・誘導を行うために必要な基準を定め、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の向上を図ることで、安全で安心かつ快適な住環境を実現すること」を趣旨とする川西市開発行為等指導要綱に基づき指導・協議を行っているため、事前に建築指導課と協議を行うこと。</p> <p>④都市計画法、建築基準法、建築基準条例、宅地造成及び特定盛土等規制法などの関係法令を遵守し、必要な事項について必ず関係部署と協議すること。</p> <p>⑤「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」について建築指導課と協議すること。</p> <p>⑥既設擁壁の安全性を明確にすること。また、安全性が確保できない場合はやり替えること。</p> <p>⑦近隣住民、地元自治会等に対し、開発計画及び建築計画等について十分説明すること。開発行為等において、新たな協議事項が発生した場合は、速やかに協議に応じるものとし、必要な措置を講じること。</p> <p>⑧官民境界を遵守すること。</p> <p>⑨市道にかかる改築、占用等については、事前に道路法に基づく届出を行うこと。</p> <p>⑩法定外公共物（市管理道路・里道・水路など）にかかる改築・占用等については、事前に法定外公共物使用等許可の届出を行うこと。</p> <p>⑪排水設備工事の着手前に、経営企画課に公共上下水道特別使用許可申請書を提出し、受益者負担金を納付すること。</p> <p>⑫給水計画（引込口径、給水方式等）については事前に水道課と協議すること。</p> <p>⑬上水道の配管状況を台帳閲覧して確認すること。</p> <p>⑭下水道の配管状況を台帳閲覧して確認すること。</p> <p>⑮当物件敷地には公共下水道が整備されていないため、汚水排水計画において、公共污水桝及び取付管の整備が必要となった場合は、自費で行うこと。</p> <p>⑯公共下水道に係る工事を実施する場合は、現地調査を十分に行い、下水道法に基づく許可申請・承認後着手すること。</p> <p>⑰消防水利及び消防活動用空地の設置について事前に警防課と協議すること。</p>
---------------------	---

位置図



受付印

様式 1

市有財産買受申込書

令和 年 月 日

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

実印

(TEL - -)

川西市が実施する随時募集の売却について、必要書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 申込物件

所在地	地目	地積(実測) m ²
川西市平野三丁目593-1	山林	339.83
川西市平野三丁目593-6	雑種地	30.00
川西市平野三丁目832	畑	46.90
川西市平野三丁目833	山林	62.26

2 買受金額 _____ 円

3 くじ番号

--	--	--	--

※くじ番号について

任意の4桁の数字「0000~9999」を記入(「0」の桁も記入が必要)

記入のない場合や、文字が判別不可能である場合には「0」が記載されたものとします。

4 添付書類

- ① 印鑑登録証明書〔法人の場合は印鑑証明書〕
- ② 住民票〔法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)〕
- ③ 納税証明書〔法人の場合は法人税・法人市民税・固定資産税、
個人の場合は所得税・市県民税・固定資産税〕
- ④ 誓約書(様式2)
- ⑤ 委任状(代理人が申し込む場合 様式3)
- ⑥ 委任者本人だとわかるもの(代理人が申し込む場合)

様式第 1 号（第 2 条関係：受注者用）

誓 約 書

私は、川西市が「川西市暴力団排除に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約から暴力団を排除していることを認識した上で、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 施行規則第 2 条第 1 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 2 施行規則第 4 条により川西警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出いたします。
- 3 暴力団等に該当する者を施行規則第 2 条第 4 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）としません。
また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約が解除できない場合には、契約解除や損害賠償請求等貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して受注者として下請負人等と契約を締結した際、下請負人等に対し川西市長宛誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し川西市長宛誓約書の提出を求め、以降すべての下請負人等との契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に当該誓約書を提出いたします。
また、契約に係る一連の手続において、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して、貴市が署長への照会の必要性を認めた場合は、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で、関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出いたします。
- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から施行規則第 9 条第 1 項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有することについて承諾いたします。
- 7 代表者、役員その他誓約書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、書面により届出いたします。

令和 年 月 日

川 西 市 長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

記載方法

- ①記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日を記載してください。
- ②個人事業者の場合は代表者を、法人の場合はその役員及び契約締結にかかる代理人を置いている場合はその者をあわせて記載してください。
- ③生年月日の記載については、元号に○をつけてください。
- ④同一内容であれば、任意様式での提出を可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日
(記載例) 代表取締役	川西 太郎	カワニシ タロウ	明治 大正 昭和 平成 33年 3月 3日

川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用してしている事業者

委 任 状

代 理 人 (受任者)	住 所
	氏 名
	印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記物件の売却にかかる申込み及びこれらに付帯する一切の権限を委任します。

記

物件の表示

所 在 地	地 目	地積 (実測) m ²
川西市平野三丁目 5 9 3 - 1	山林	3 3 9 . 8 3
川西市平野三丁目 5 9 3 - 6	雑種地	3 0 . 0 0
川西市平野三丁目 8 3 2	畑	4 6 . 9 0
川西市平野三丁目 8 3 3	山林	6 2 . 2 6

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

令和 年 月 日

委任者	住 所
	氏 名
	実印

(上記の内容が記載されていれば様式は問いません)

くじによる契約の相手方決定シート

件名	令和7年度市有地売却（随時募集） 平野三丁目593-1外3筆実施要領
----	---------------------------------------

	くじ番号	申込者名
くじ対象者①		
くじ対象者②		
くじ対象者③		
くじ対象者④		
くじ対象者⑤		

くじ番号が若い者から順に0→1、2・・・

	当選番号	くじ番号	申込者名
くじ順位1位	0		
くじ順位2位	1		
くじ順位3位	2		
くじ順位4位	3		
くじ順位5位	4		

くじ対象者数 者 = A

申込者数 者 = B (対象となる物件に申込した数)

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	千	円
くじ対象となった金額	<input type="text"/>									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	

くじ対象となった金額を一桁ずつ加算

→ 金額各桁合計値 0 ①～⑨の合計 = C

くじ番号の総和	①	②	③	④	⑤
<input type="text"/>					

くじ番号の総和を一桁ずつ加算

→ くじ番号各桁合計値 0 ①～⑤の合計 = D

B		C		D		E
申込者数	+	金額各桁合計値	+	くじ番号各桁合計値	=	足算結果
<input type="text"/> 0		<input type="text"/> 0		<input type="text"/> 0		<input type="text"/> 0 = E

E		A		答え	余り	当選番号 (=余り)
足算結果	÷	くじ対象者数	=	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 0		<input type="text"/> 0				<input type="text"/> 0

当選者

【問い合わせ先】

川西市都市政策部資産活用課
(市役所5階4番)

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1403 (直通)